

地籍調査事業「地籍図原図・地籍簿案」

閲覧を実施しています

昨年度、地籍調査の現地調査を実施した古寺地区（大字上古寺 字柳沢・比丘尼塚・奈良坂・中井・小門・柿木平・佛沢・千本立・八丁平・金嶽・小門山）の土地について、地籍図原図・地籍簿案を作成しました。下記の日程で閲覧を実施しています。

- 古寺公会堂 9月5日（月）まで
午前9時～午後4時45分 *土、日も含む
 - 建設課（役場2階）9月6日（火）～16日（金）
午前9時～午後5時 *土、日を除く
- 問合せ 建設課 地籍調査担当 ☎(内) 268

救急フェア 開催します

- 日時 9月9日（金）
午前10時30分～午後0時30分
- 場所 (株)ヤオコーみどりが丘店 店頭
- 内容 *看護師・保健師による血圧測定・健康診断
*救急隊員による応急手当法
*地震体験車・防災体験車・救急車・はしご車・救急工作車の展示
*音楽隊の演奏
- *参加した方には記念品を贈呈します
*雨天時は一部中止の場合があります。
- 問合せ 比企広域消防本部 警防課
☎23-2267

自殺予防週間 9月10日（土）～16日（金）

平成27年度の自殺者は、全国で24,025人、埼玉県で1,303人と、いまだに交通事故より多い状況です。自殺を予防するには「眠れない」「気分が沈んで憂鬱だ」等、いつもと違ったサインに気づき、早期発見・早期治療につなげることが重要です。

問合せ パトリアおがわ ☎74-2323

自殺予防啓発キャンペーン

日時 9月12日（月）・13日（火）午前6時～8時 場所 小川町駅前付近

心の悩みに関する相談はこちらへ...

- 健康福祉課（パトリアおがわ内） ☎74-2323 平日：午前8時30分～午後5時15分
- 埼玉県東松山保健所 ☎22-0280 平日：8時30分～午後5時15分
- 埼玉県立精神保健福祉センター
*相談予約 ☎048-723-3333 平日：午前9時～午後5時
*このころの電話 ☎048-723-1447 平日：午前9時～午後5時
埼玉いのちの電話 ☎048-645-4343 年中受付

秋の全国交通安全運動「子供と高齢者の交通事故防止」

9月21日（水）～30日（金）

全国重点

- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

埼玉県重点 ●自転車の安全利用の推進

「歩きスマホ」や自動車・自転車運転中の「ながらスマホ」はやめましょう

歩きながらのスマートフォン操作、いわゆる「歩きスマホ」は、周囲への注意力が散漫になり、「他の歩行者や走行中の車両との衝突」「階段からの転落や信号の見落とし」等のおそれがあり、その全てにおいて、加害者・被害者のどちらにもなりえます。

また、自転車や自動車等を運転しながらスマホを操作することは、重大な事故につながるため、絶対にやめましょう。

安全な場所で、他の人の迷惑にならないように、ルールとマナーを守りましょう。



- 9月21日（水）は、街頭広報の日
- 9月23日（金）は、飲酒運転根絶の日
- 9月30日（金）は、交通事故死ゼロをみぞす日

問合せ 総務課 防災・交通安全担当 ☎(内) 352

埼玉県ひとり親家庭児童就学支度金支給制度

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校に入学する際、就学支度金を支給しています。該当する方は、11月30日（水）までに子育て支援課（役場1階）に申請してください。

なお、**期限日を過ぎますと支給はできませんのでご注意ください。**

対象 母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している方で、平成29年4月に中学校へ入学する児童を扶養している、市町村民税非課税世帯の方。ただし、生活保護受給世帯を除く。

※「市町村民税非課税世帯」とは、申請者及び申請者と同居している扶養義務者（直系血族と兄弟姉妹）のそれぞれの平成27年分の所得額によって、市町村で市町村民税の額が0円であると決定されている世帯です。

支給額 児童1人につき10,000円

その他 *申請書は11月30日(水)まで子育て支援課で配布します。
*申請には、**申請者名義の預金通帳**が必要です。

問合せ ◆子育て支援課 子育て支援担当 ☎(内) 192
◆埼玉県少子政策課 手当・ひとり親家庭支援担当 ☎048-830-3337

国民年金 特例免除制度

保険料免除制度には、退職（失業）により本人所得を除外して審査を行う「特例免除制度」があります。特例免除制度は、申請の年度または前年度に退職（失業）した方が対象となります。配偶者、世帯主が退職した場合も対象となります。

申請の際には、年金手帳（または基礎年金番号を証明できる納付書等）、印鑑と次のいずれかの書類が必要です。

- *雇用保険被保険者離職票
- *雇用保険受給資格者証
- *雇用保険被保険者資格喪失確認通知書

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎(内) 146

10月1日（土）から始まります 介護予防・日常生活支援総合事業

（新総合事業）

現在「要支援1」「要支援2」の方が利用している介護予防給付のうち、訪問介護サービスと通所介護サービスが「新総合事業」に移行します。

対象 次のいずれかの方

①「要支援1」「要支援2」の方

通所リハビリ・福祉用具貸与等は、これまでと同様に予防給付によるサービスが受けられます。

②基本チェックリストで事業の対象と判定された方

サービスの種類と内容

訪問型サービス 介護ヘルパー等による生活援助が受けられます。

通所型サービス デイサービスセンター等で機能訓練や日常生活上の支援を受けられます。

②の方は、介護認定がなくても、訪問介護サービスと通所介護サービスが受けられます。

利用方法

現在サービスを利用している方

担当ケアマネジャーにご相談ください。

新たにサービスを利用する方、認定はあるがサービス未利用の方

長生き支援課、地域包括支援センターにご相談ください。

問合せ

◆長生き支援課（パトリアおがわ）

☎74-2323

◆小川町社会福祉協議会地域包括支援センター
☎74-13461

屋根・外壁・内装・水回り・雨もり・木製テラス/デッキ 他

広告

- ・活かします 安くなります
- ・古材活用解体工事 6,000円~/㎡
- ・お客さま（建主）参加の住まいづくり（片付け、掃除～本格派まで）
- ・つくる楽しさ→工事費節約 実績多数 DIY住宅
- ・提案！新増改築 軽井沢の家

住宅リフォームの万能工事店

住まいを通じて地域社会に貢献

年中無休 NEXT ネクスト・ハウスサービス

お気軽にお電話ください。

TEL0493-72-2283 小川町腰越 40-7

迅速/安心 低料金

地域密着40年 見積無料